

令和 7 年度 財政援助団体等監査実施計画

1 趣 旨

この計画は、監査基準に基づき実施する財政援助団体等監査に関し、必要な事項について定める計画です。

2 実施方針

県が次の財政援助等を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助等に係るものについて、法令に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、監査を実施します。

また、当該団体に対する所管部局の関与が適正であるかについても監査を実施します。

- (1) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政援助等を与えているもの
- (2) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上出資しているもの
- (3) 県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの
- (4) 県が受益権を有する信託の受託者
- (5) 県が公の施設の管理を行わせているもの

3 監査対象年度

令和 6 年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象とします。

4 監査実施期間

令和 7 年 9 月から令和 8 年 2 月までの間に実施します。

5 監査実施団体、監査の通知

監査を実施する団体は、県の財政援助等の金額、内容及び関与度等を勘案して選定します。実施団体選定後は、速やかに所管部局及び団体に対して監査の実施を通知します。

なお、監査実施団体の選定・通知後においても、別途、監査の必要性が認められる事案を把握した場合には、具体的な状況に応じ、監査実施団体を追加するなど柔軟に対応します。

6 監査の観点

(1) 補助金等交付団体

ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他財政援助等に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。なお、当該財政援助等が、団体の一般管理費等運営費を対象にしている場合、下記(2)の出資団体に準じて取り扱うものとする。

イ 上記アに係る会計経理は適正に行われているか。

ウ 貸付金の運用は適正かつ効率的に行われているか。

エ 包括外部監査に関する報告に基づく措置が講じられているか。

(2) 出資団体

- ア 団体運営は、出資（出えん）の目的に沿って適正に行われているか。特に、内部統制体制の整備、財務規律の確保及び事業運営の透明性向上に努めているか。
- イ 会計経理、財産管理は適正に行われているか。
- ウ 事業の効率的な執行と経費節減に努め、安定的に経営されているか。
- エ 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（平成 25 年改定版）に沿った改革が実施されているか。
- オ 包括外部監査に関する報告に基づく措置が講じられているか。

(3) 指定管理者

- ア 協定等に基づいて、公の施設が適正に運営されているか。
- イ 会計経理、施設管理は適正に行われているか。
- ウ 施設管理経費の節減、利用者・住民サービスの向上が図られているか。
- エ 包括外部監査に関する報告に基づく措置が講じられているか。

7 監査結果の報告及び公表等

令和 8 年 2 月に監査の結果に関する報告を取りまとめ、必要により県の組織及び運営の合理化に資するための意見を付して、議会、知事及びその他関係委員会に提出するとともに、その内容及び団体名を県報に登載して公表します。

また、監査の実効性を確保するため該当団体に対して監査結果及び意見に対する措置状況等の報告を求め、その内容を県報に登載して公表します。